

# 介護保険制度 施設サービスの 利用者負担が変わります



社会福祉課介護保険係 ☎0824-73-1167

介護保険制度では、適正な運営と利用のために、現在、見直しを行っています。その一環として、10月から施設サービスの利用者負担が変更されます。

変更後は、今まで保険給付の対象となっていた居住費と食費が、原則として全額自己負担となりますが、所得の低い人には負担が重くならないよう軽減措置がとられます。

## 新たに利用者負担となるもの

☆介護老人福祉施設、介護老人保健施設、  
介護療養型医療施設、短期入所介護では

<b>現行</b>	介護サービス費用の1割+日常生活費 +食費の一部
<b>改正後</b>	介護サービス費用の1割+日常生活費 + <u>居住費(滞在費)の全額+食費の全額</u>

☆通所介護(デイサービス)、  
通所リハビリテーション(デイケア)では

<b>現行</b>	介護サービス費用の1割+日常生活費 +食費の一部
<b>改正後</b>	介護サービス費用の1割+日常生活費 + <u>食費の全額</u>

## 利用者負担段階が設定されます

今回の見直しにより所得の低い人の負担が重くならないようにするため、所得や課税状況などから利用者が4つの段階に区分され、負担軽減措置がとられます。

介護保険では、食費と居住費(滞在費)の基準費用額を設定されていますが、利用者負担段階が第1段階から第3段階の人には、負担の限度額が決められ、利用者負担は限度額までとなります。限度額を超えた分は介護保険から施設および事業者に支給されます。

利用者負担段階	対象者
第1段階	●住民税世帯非課税で老齢福祉年金を受けている人・生活保護を受給している人
第2段階	●住民税世帯非課税で、合計所得金額と課税年金収入の合計額が80万円以下の人
第3段階	●住民税世帯非課税で、第2段階に該当しない人・住民税課税者がいる高齢者世帯で、特例減額措置を受けている人
第4段階	●同じ世帯内に住民税課税者がいるが、本人は住民税非課税の人・住民税を課税されている人

		負担限度額(月額)			
		基準費用額(月額)	第1段階	第2段階	第3段階
居住費 (滞在費)	ユニット型個室	6.0万円	2.5万円	2.5万円	5.0万円
	ユニット型準個室および従来型個室	5.0万円	1.5万円	1.5万円	4.0万円
	多床室	1.0万円	0万円	1.0万円	1.0万円
食費		4.8万円	1.0万円	1.2万円	2.0万円

※基準費用額は、今後変更となる場合があります。

軽減の申請をして、「介護保険負担限度額認定証」を交付されると限度額までの負担ですみます。サービスを利用するときに、「介護保険負担限度額認定証」を施設や事業者に提示してください。